

# 高知市団体旅行客誘致促進給付金給付事業

## よくある質問 (Q&A 集)

### <事業の申請について>

Q1：申請は事業所ごとの申請が必要ですか？

A1：申請は事業所ごとではなく会社単位で申請をお願いします。申請者は、本店もしくは造成担当事業所のどちらでも構いません。全国に造成担当箇所が分かれている場合、代表事業所が取りまとめの上ご提出をお願いします。

Q2：申請する目標人泊数に上限値はありますか？

A2：上限値はありません。送客を見込める数値（人泊）をご申請ください。予算額を超える申請があった場合は、提出いただいた送客実績等を参考にして各社への給付金額を決定します。

Q3：給付金額に上限はありますか？

A3：給付決定通知書（様式第2号）により決定した給付決定金額を上限といたします。実績報告時、実績人泊数が目標人泊数を上回った場合でも、給付決定金額を上回る額を給付することはありません。

Q4：給付金について、概算払いを受けることはできますか？

A4：給付金の支払いは精算払いのみとなります。

Q5：年末年始は事業の対象期間に含まれますか？

A5：対象となります。

Q6：高知県内を出発地とした募集型企画旅行は対象となりますか？

A6：対象となります。

Q7：申請する目標人泊数に下限値はありますか？

A7：100人泊以上で申請してください。なお、1行程あたりの宿泊人員が8人以上であること、かつ対象期間に実施する募集型企画旅行において、異なる3施設以上の宿泊施設に宿泊することが条件となります。なお、実績値が、100人泊未満であった場合は、給付決定の取り消しとなります。

Q8：「政治的活動若しくは宗教的活動又はコンベンション（各種大会・会議・セミナー・スポーツ大会・シンポジウムなど）への参加を目的とするものでないこと。」とありますが、「四国八十八カ所お遍路」をテーマとしたツアーは対象となりますか？

A8：対象となります。

宗教的活動とは、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為のことを指します。「四国八十八カ所お遍路」をテーマとしたツアーについては、観光地の周遊を目的としたものは、当該給付金の対象とします。

<実績報告について>

Q9：実績報告は3月時点1回のみですか？

A9：中間報告を1回、実績報告を1回の計2回ご提出いただく必要があります。

Q10：2泊3日以上で、高知市内外の宿泊施設が混在する場合、どちらも対象になりますか？

A10：対象になりません。市内に存する宿泊施設での宿泊分のみ対象となります。

【例】1泊目：高知市内、2・3泊目：高知市外で宿泊する行程  
→1泊目のみ対象

Q11：「対象期間に実施する募集型企画旅行において、異なる3施設以上の宿泊施設に宿泊すること」とは、対象期間中に3行程で異なる3施設に宿泊する旅行は対象となりますか？

A11：対象となります。対象となる行程例を下記のとおりとします。

#### 1行程に1施設を利用する場合

- 1泊2日○○ツアー（宿泊施設）Aホテル  
【催行日】○月○日 **実績** 20名×1泊
- 1泊2日●●ツアー（宿泊施設）Bホテル  
【催行日】●月●日 **実績** 10名×1泊
- 1泊2日△△ツアー（宿泊施設）Cホテル  
【催行日】△月△日 **実績** 10名×1泊

➡ **①～③の3行程で異なる3施設に宿泊しているのが対象**

#### 1行程に3施設を利用する場合

3泊4日○○ツアー（宿泊施設）Aホテル（1泊目）Bホテル（2泊目）、Cホテル（3泊目）  
【催行日】○月○日 **実績** 10名×3泊

➡ **1行程で異なる3施設に宿泊しているのが対象**

<旅行代金・募集について>

Q12：送客した宿泊者1人泊につき5,000円の給付となりますが、対象経費は決まっていますか？

A12：原則として旅行代金の割引に 4,000 円、送客に係る PR 経費等に 1,000 円として利用してください。

(追加) なお、4,000 円の割引は必須ですが、送客に係る PR 経費等 1,000 円を旅行代金の割引の上乗せに利用し、5,000 円割引とすることも可能です。

Q13：旅行代金が 5,000 円を下回るツアーは対象となりますか？

A13：対象外です。

Q14：新聞折り込み、新聞広告、パンフレット、チラシ、WEB 広告等を利用して募集の広告を行う際に、給付金を適用していることが分かる表記は必須ですか？

A14：必須です。当該広告に「高知市団体旅行客誘致促進給付金」を受けて実施していることが明らかにされているものとしてください。なお、給付金の表記扱いとなる文字表記及びロゴを高知市公式ホームページにおいて公開しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。



Q15：給付決定前に、参加者の募集を行った旅行商品は、給付対象となりますか？

A15：対象外です。

<事業の中止等について>

Q16：事業が中止・休止となる基準を教えてください。

A16：旅行を実施する催行日を基準に、高知県もしくは出発地が「緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の実施等、国が感染拡大地域として指定した地域」となった場合、直ちに事業を中止いたします。

ただし、全国の感染拡大状況によっては、独自の判断基準で事業を中止する場合があります。また、感染状況に関わらず、感染リスクを避けた安心安全の旅行にするために、感染防止対策を徹底してください。なお、ワクチン・検査パッケージなど、国による都道府県をまたぐ移動をする際のガイドライン等が公表された際には、それらを遵守したツアーであることを条件とします。

Q17：中止・休止となる場合のキャンセル料及びすでに発生している PR 費等経費は、給付金の給付対象となりますか？

A17：原則として、対象外です。

<他キャンペーンや各種助成事業との併用について>

Q18：高知県観光振興部観光政策課が実施している「高知観光トク割キャンペーン（宿泊代金の割引）」や「高知観光リカバリーキャンペーン（交通費用助成事業）」との併用は可能ですか？

A18：併用は可能です。なお、高知観光トク割キャンペーン及び高知観光リカバリーキャンペーンについて、参画するためにはそれぞれ事前申請が必要となります。

▽高知観光トク割キャンペーン

<https://kochi-experience.jp/recovery/>

▽高知観光リカバリーキャンペーン

<https://kochi-tokuwari.com/>

Q19：観光庁が実施する「GoTo トラベル事業」が再開した場合、当該事業との併用は可能ですか？

A19：併用は可能です。※GoTo トラベル事業が再開した場合、高知観光トク割キャンペーンとの併用は不可となります。

Q20：高知県観光コンベンション協会が実施している旅行会社向け各種助成事業との併用は可能ですか？

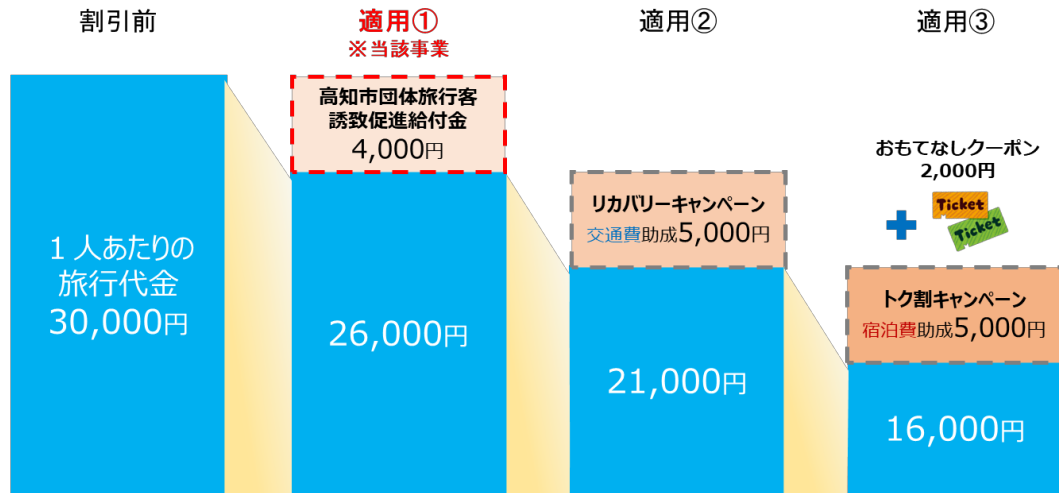
A20：併用は可能です。

Q21：当該事業と高知観光リカバリーキャンペーンや高知観光トク割キャンペーンの割引額の算出方法を教えてください。

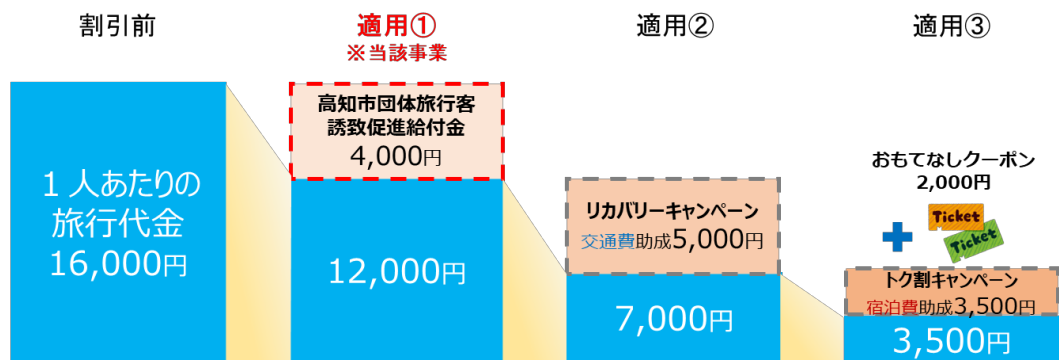
A21：各キャンペーンや助成事業を併用する際の割引額の算出は、本来の旅行代金からまず当該事業の給付額（原則割引額 4,000 円）を割り引いたのちの金額を基準【適用①】に、リカバリーキャンペーンの交通費助成額（上限 5,000 円）【適用②】、高知観光トク割キャンペーンの宿泊費助成額（旅行代金の 50%（上限 5,000 円））【適用③】の順に割引を行ってください。※高知観光トク割キャンペーンについて、割引は旅行代金の 50%が上限ですが、2,000 円のおもてなしクーポンを配布するため、旅行者の負担額が 2,000 円以上となるように設定してください。なお詳しくは、各助成金事業等の実施主体にご確認ください。

<割引額の算出例>

**1** 1人あたりの旅行代金30,000円  
(割引額が最大となる場合)



**2** 1人あたりの旅行代金16,000円



**3** 1人あたりの旅行代金13,000円  
(割引額が最小となる場合)

